17	施行規則第十五条の三第五号⑿に掲げる規格及び第四項に規定する技術基準	設備規則第四十九条の二十三の七第一項及び［新設］
18	［略］	16　［同上］
［三　略］		［三　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○総務省告示第三百六十一号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）を実施するため、平成三十年総務省告示第三百五十六号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年十月一日

総務大臣　藤井比早之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
別表第23号　無線設備の規格コード		**別表第23号**　無線設備の規格コード	
項目	コード	項目	コード
［略］	［略］	［同左］	［同左］
設備規則第49条の23の７第１項及び第２項に規定する携帯移動地球局の無線設備	ＤＣ１	設備規則第49条の23の７に規定する携帯移動地球局の無線設備	ＤＣ１
設備規則第49条の23の７第１項及び第３項に規定する携帯移動地球局の無線設備	ＤＣ１１ＯＴ		
設備規則第49条の23の７第１項及び第４項に規定する携帯移動地球局の無線設備	ＤＣ１ＭＴＣ		
［略］	［略］	［同左］	［同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。			

○総務省告示第三百六十二号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の二十三の七第一項第二号及び第三項第一号並びに別表第三号72の規定に基づき、令和六年総務省告示第四百四十七号（シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備等の不要発射の強度の許容値その他の条件を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年十月一日

総務大臣　藤井比早之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
一　シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備の条件 １　無線設備規則第四十九条の二十三の七第一項第二号の総務大臣が別に告示する隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次の⑴の表の一の欄に掲げるチャネル間隔に応じ、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心周波数とする同表の三の欄に掲げる周波数幅の周波数範囲に輻射される平均電力について、同表の四の欄に掲げる値以下の値又は次の⑵の	一　シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備の条件 １　無線設備規則第四十九条の二十三の七第一項第二号の総務大臣が別に告示する隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次の⑴の表の上欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心周波数とする同表の中欄に掲げる周波数幅の周波数範囲に輻射される平均電力について、同表の下欄に掲げる値以下の値又は次の⑵の表の上欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中